

障害等を有する入学志願者の事前相談について

新潟県立看護大学

障害等を有する入学志願者で、受験上及び修学上の配慮を希望する者は、次により本学と相談してください。

1 相談の期限

(1) 学校推薦型選抜・社会人選抜

令和8年10月23日(金)午後5時まで

(2) 一般選抜(前期日程・後期日程)

令和9年1月15日(金)午後5時まで

(3) 科目等履修生及び聴講生

別途大学より通知します。

事前の準備を必要とする場合があるので、できる限り早い時期に相談してください。

なお、相談の期限後に、配慮が必要となった者は、至急、下記3の問い合わせ先に問い合わせてください。

2 相談の方法(提出書類)

次の書類を下記3の相談書類提出先に提出してください。

(1) 申請書(様式は任意とし、次の事項を記載すること。)

ア 志願者氏名、住所及び電話番号(氏名には、ふりがなをふること。)

イ 障害の種類、程度(高等学校等における学習上の配慮を含め、具体的に記入すること。)

ウ 受験に際して希望する配慮の内容

エ 大学入学後、修学などに際して希望する配慮の内容

(2) 医師の診断書(写し可。発行後6ヶ月以内)又は障害者手帳の写し

(3) 大学入学共通テストの「受験上の配慮決定通知書」がある場合は、その写し

3 相談書類提出先(問い合わせ先)

〒943-0147 新潟県上越市新南町240番地

新潟県立看護大学 教務学生課 教務係

電話 025-526-2811

4 面談

障害等の程度や希望する配慮の内容を確認するため、本学において志願者及び関係者等と面談を行う場合があります。